

○茨城県情報公開条例施行規則

平成13年9月27日
公安委員会規則第9号

〔沿革〕 平成17年9月公安委員会規則第13号、20年3月第5号、28年3月第4号改正

茨城県情報公開条例施行規則を次のように定める。

茨城県情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、茨城県公安委員会が保有する行政文書についての開示の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第2条 条例第6条第1項の規定による開示請求書の提出は、行政文書開示請求書（様式第1号）により行わなければならない。

2 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(条例第11条第1項の実施機関が定める事項)

第3条 条例第11条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。）を実施することができる日時及び場所
 - (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数
- 2 開示請求書に前条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1) 前条第2項第1号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合 その旨及び前項各号に掲げる事項（同条第2項第1号の方法に係るものを除く。）
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(開示決定等の通知)

第4条 条例第11条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示するとき 行政文書開示決定通知書（様式第2号）
 - (2) 行政文書の一部を開示するとき 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- 2 条例第11条第2項の規定による通知は、行政文書不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 条例第12条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。
- 4 条例第13条の規定による通知は、決定期間特例通知書（様式第6号）により行うものとする。
- 5 条例第14条第1項及び第14条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

(条例第15条第1項の実施機関が定める事項)

第5条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第15条第2項の実施機関が定める事項)

第6条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(意見書提出についての通知等)

第7条 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出についての通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第15条第3項後段の規定による通知は、開示決定に係る通知書(様式第9号)により行うものとする。

(開示の実施の方法等の申出)

第8条 条例第16条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した開示実施方法等申出書(様式第10号)により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 第3条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知があった場合において、第2条第2項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第16条第2項の規定による申出を改めて行うことを要しない。

(更なる開示の申出)

第9条 条例第16条第4項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した再開示申出書(様式第11号)により行わなければならない。

- (1) 条例第11条第1項に規定する通知があった日
 - (2) 最初に開示を受けた日
 - (3) 前条第1項各号に掲げる事項
- 2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書(その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分)につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(審査会諮問の通知)

第10条 条例第20条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第12号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 （平成17年9月15日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月31日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（茨城県情報公開条例施行規則及び茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正に関する経過措置）

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申し立てであって、この規則の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの規則の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号(第2条関係)

行政文書開示請求書

年 月 日

茨城県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあ
っては、代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第5条の規定により、次のとおり開示請求をします。

1 請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
2 求める開示の実施の方法 希望する方法の□にレ印を付してください。	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 警察本部での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧(印刷物として出力したもの) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (<input type="checkbox"/> 警察本部での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) <input type="checkbox"/> 複写物による写しの交付 (<input type="checkbox"/> 警察本部での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付)
3 備 考	

(注) 写しの送付による交付を受ける場合には、別途郵送料が必要となります。

行政文書開示決定通知書

茨城県公安委員会（ ）指令第 号
年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 行政文書の名称			
2 開示決定に係る行政文書について可能な開示の実施の方法			
3 求める開示の実施の方法に関する事項			
4 開示の実施の方法等の申出に関する事項	求める開示の実施の方法について、同封の「開示実施方法等申出書」により、この通知があった日から30日以内に申出をしてください。		
5 開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
6 写しの送付の方法による開示を実施する場合における準備に要する日数			
7 担当課	電話番号	課	(内線)

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 開示実施方法等申出書を提出期限までに提出できない場合には、その旨連絡してください。また、指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。
 3 開示決定に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該行政文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
 4 写しの送付の方法による開示の実施の場合は、別途郵送料が必要となります。

行政文書部分開示決定通知書

茨城県公安委員会 () 指令第 号
年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第11条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 行政文書の名称		
2 開示することができない部分の概要及びその理由	部分の概要	
	理由 茨城県情報公開条例第7条第 号該当	
3 開示決定に係る行政文書について可能な開示の実施の方法		
4 求める開示の実施の方法に関する事項		
5 開示の実施の方法等の申出に関する事項	求める開示の実施の方法について、同封の「開示実施方法等申出書」により、この通知があった日から30日以内に申出をしてください。	
6 開示を実施することができる日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
7 写しの送付の方法による開示を実施する場合における準備に要する日数		
8 担当課	電話番号	課 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 開示実施方法等申出書を提出期限までに提出できない場合には、その旨連絡してください。また、指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

3 開示決定に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該行政文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

4 写しの送付の方法による開示の実施の場合は、別途郵送料が必要となります。

行政文書不開示決定通知書

茨城県公安委員会()指令第 号

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

1 行政文書の名称	
2 開示をしない理由	茨城県情報公開条例第7条第 号該当
3 担当課	課 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第4条関係)

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 行政文書の名称	
2 茨城県情報公開条例第12条第1項の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
3 延長後の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課	課 電話番号 (内線)

様式第6号(第4条関係)

決 定 期 間 特 例 通 知 書

第 号

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

1 行政文書の名称	
2 茨城県情報公開条例第12条第1項の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
3 開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの行政文書について開示決定等をする期限	年 月 日
6 茨城県情報公開条例第13条を適用する理由	
7 担当課	課 電話番号 (内線)

様式第7号(第4条関係)

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開
条例(平成12年茨城県条例第5号)(第14条第1項 第14条の2第1項)の規定により、次のと
おり事案を移送したので通知します。

1 行政文書の名称	
2 移送を受けた実施 機関又は茨城県議会 事務局における事務 担当課(所)	課 電話番号 (内線)
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした担当課	課 電話番号 (内線)

(注) 本件開示請求については、(移送を受けた実施機関)において開示決定等
することになります。

なお、この通知において不明な点がある場合には、5の担当課にお問い合わせ
ください。

様式第 8 号(第 7 条関係)

意見書提出についての通知書

第 号

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

茨城県情報公開条例(平成 12 年茨城県条例第 5 号)第 5 条の規定に基づき、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、次のとおり開示請求がありましたので同条例第 15 条(第 1 項 第 2 項)の規定により通知します。

本件開示請求に係る行政文書の開示決定等についての意見書を提出する場合には、別紙「開示決定等に関する意見書」により、年 月 日までに提出してください。

1 開示請求に係る行政文書の表示		
2 開示請求の年月日	年 月 日	
3 開示請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容		
4 意見書を提出する場合の提出先及び担当課	郵便番号	課
	電話番号	(内線)
5 茨城県情報公開条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	区 分	
	理 由	

(注) 茨城県情報公開条例第 15 条第 1 項の規定による通知の場合には、5 の欄は記載していません。

別紙

開示決定等に関する意見書

茨城県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあ
っては、代表者の氏名)

年 月 日付け 号で通知のあった件について、次のとおり意見書を
提出します。

1 行政文書の表示		
2 開示に対する反対意 思の有無	有	無
3 支障がある部分(開 示に反対の場合)		
4 意見(開示に反対す る理由)		

開示決定に係る通知書

茨城県公安委員会 () 指令第 号

年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けのあなたに関する情報が記録されている行政文書の開示請求について、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）の規定に基づき次のとおり開示することに決定したので、同条例第15条第3項の規定により通知します。

1 行政文書の表示	
2 上記行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当課	課 電話番号 (内線)

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号(第8条関係)

開示実施方法等申出書

茨城県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあ
っては、代表者の氏名)

(連絡先)

電話番号

茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第16条第2項の規定により、
次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

1 申出に係る 開示決定	年 月 日 指令第 号
	(行政文書の名称)
2 求める開示 の実施の方法	
3 開示を求め る部分	
4 写しの送付 の方法による 開示の実施の 希望の有無	(1) 写しの送付の方法による開示の実施を希望する。 (2) 写しの送付の方法による開示の実施を希望しない。 * どちらかの数字に○を付けてください。 (住所地以外の場所に送付を希望する場合はその送付先を記載 してください。 〒

(注) 1 行政文書の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合には、その旨と当該部
分ごとの開示の実施の方法を2の欄に記入してください。

2 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合には、3の
欄に開示を求める部分を記入してください。

再 開 示 申 出 書

茨城県公安委員会 殿

住所又は居所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあ
っては、代表者の氏名)

(連絡先)

電話番号

茨城県情報公開条例(平成 1 2 年茨城県条例第 5 号)第 1 6 条第 4 項の規定により、
次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

1 申出に係 る開示決定	年 月 日 指令第 号
	(行政文書の名称)
2 最初に開 示を受けた 日	年 月 日
3 求める開 示の実施の 方法	
4 開示を求 める部分	
5 写しの送 付の方法に よる開示の 実施の希望 の有無	(1)写しの送付の方法による開示の実施を希望する。 (2)写しの送付の方法による開示の実施を希望しない。 * どちらかの数字に○を付けてください。 (住所地以外の場所に送付を希望する場合はその送付先を記載 してください。 〒

(注) 1 行政文書の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合には、その旨と当該
部分ごとの開示の実施の方法を 3 の欄に記入してください。

2 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合には、4
の欄に開示を求める部分を記入してください。

様式第12号(第10条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

殿

茨城県公安委員会 印

年 月 日付けで提起のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求について次のとおり茨城県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第20条第2項の規定により通知します。

1 行政文書の名称	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当課	課 電話番号 (内線)